

稻城第二中学校PTA会則

令和 5年 5月 12日 改定

稲城第二中学校PTA(保護者と教職員の会)会則

【名称及び事務所】

第1条 この会は、稲城第二中学校PTA(保護者と教職員の会)とし、事務所を同校内におく。

【目的】

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、教育の充実向上と生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

【活動】

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

- (1)よい保護者よい教職員となるよう努める。
- (2)教育的環境の整備と向上をはかる。
- (3)会員の研修奨励及び親和と教養の向上をはかる。
- (4)その他、この会の目的を達成するために必要な事項。

【基本理念】

第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体であるという基本的な姿勢をふまえ、次の各号に留意する。

- (1)自主独立の立場を堅持し、他のいかなる団体、または機関の支配や干渉をうけない。
- (2)政治的、宗教的活動及びもっぱら営利を目的とする事業は行わない。
- (3)学校の管理運営及び教職員の人事には干渉しない。

【会員】

- 第5条
- 1.この会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員とする。
 - 2.会員は、所定の会費を負担し、すべて平等の権利と義務を有する。

【総会】

第6条 1.総会は、この会の最高議決機関であって、この会の重要事項を議決する。なお、総会において議決する事項は、次の通りとする。

- (1)会務の報告及び承認。
- (2)前年度決算の報告及び承認。
- (3)役員を選任及び承認。
- (4)年度予算及び年度の活動計画の承認。
- (5)会則の改廃。
- (6)その他、運営委員会で必要と認めた重要事項。

2.総会は、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年度始めに開くものとする。

3.臨時総会は、運営委員会が慎重に協議し運営委員会の議決をもって開催できる。

4.総会は、全会員五分の一以上の出席をもって成立し、議決は出席会員の過半数の賛同をもって成立する。

5.総会は、会長が召集し、議長はその都度選出する。

【役員】

第7条 この会には次の役員をおく。なお、役員任期は一年とし再任を妨げない。

- (1)会長 1名 (保護者 1名)
- (2)副会長 3名以上 (保護者 2名以上 教職員 1名)
- (3)書記 3名以上 (保護者 2名以上 教職員 1名)
- (4)会計 3名以上 (保護者 2名以上 教職員 1名)

【役員の仕事】

第8条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1)会長は、この会を代表し会務を総理する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会務の具体的推進をはかるとともに、会長の事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、総会、運営委員会等この会の活動に関する事項を記録し、書類、資料の保管及びこの会の庶務を行う。
- (4) 会計は、この会の経理事務を処理する。

【会計監事】

- 第9条 1.この会の経理を監査するため、3名(保護者2名、教職員1名)の会計監事をおく。なお、会計監事の任期は一年とし、再任を妨げない。
- 2.会計監事は、この会の経理について随時監査し、定期総会において監査結果を報告する。
 - 3.会計監事は、役員会及び運営委員会に出席して意見をのべる事ができる。但し採決には加わらない。

【組織】

第10条 この会を民主的かつ機能的に運営するため、次の会を設ける。

- (1) 役員会
- (2) 運営委員会
- (3) 専門委員会
- (4) 選考委員会

【役員会】

- 第11条 1.役員会は、第7条に定められた役員をもって構成、必要に応じて会長が召集し、司会する。
- 2.役員会は、総会及びこの会の円滑な運営に関する必要事項を審議する。

【運営委員会】

- 第12条 1.運営委員会は、役員会及び専門委員会の正、副委員長をもって構成する。
- 2.運営委員会は、総会の議決内容をふまえ、更に各専門委員会及びこの会の会員の創意や活動計画を尊重し、相互の連絡調整をはかるとともに、具体的な推進に関する必要事項を審議し決定する。
 - 3.運営委員会は必要に応じて、会長が召集し定員三分の一以上の出席によって成立する。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

【専門委員会】

- 第13条 1.専門委員会は、一学年、二学年、三学年、広報の四部門とし、各委員会の構成及び任務は、およそ次の通りとし、任期は一年とする。欠員を補充した場合は前任者の残任期間とする。
- 2.各学年委員会は、各学年より選出された学年委員及び当該学年の教師をもって構成し学年の特殊性を考慮し、生徒の学力の向上と生活の健全化に関する諸活動を行う。
 - 3.広報委員会は、各学年より選出された広報委員及び教師をもって構成し会員相互の融和と交流及び資質の向上に資するための広報活動を行う。
 - 4.各委員会は、委員の互選により、正、副委員長を選出し委員会は必要に応じて委員長が召集し司会する。
 - 5.各学年の委員会は、相互の連携をはかるために、必要に応じて合同専門委員会を開くことができる。

【選考委員会】

- 第14条 1.役員を選出は、役員候補者選考委員会(以下「選考委員会」という)を設け、選考業務を行うものとする。
- 2.選考委員会の構成及び業務は次の通りとし、任期は一年(その年度の定期総会から次年度の定期総会まで)とする。
 - (1) 各学年より2名選出とし、会長を相談役の位置に置く。
 - (2) 選考委員会は、正副委員長を選出する。
 - (3) 選考委員会は、選考委員長の召集により随時開催し、委員長の司会により民主的に役員候補者の選考業務を行う。

(4) 選考委員は、役員候補者を定数にしぼり(候補者の承諾を得ることを含む)、委員長が定期総会において選考経過を報告し承認を求める。

(5) 選考委員会の正副委員長は、運営委員会に出席して意見をのべることができる
但し、議決には加わらない。

【役員を選出】

第15条 役員は、選考委員により選出するものとし、総会の承認を得て決定する。なお、役員の人数は、第7条による。

【専門委員の選出】

第16条 専門委員は各学年より会員の互選により選出するものとし、委員の数は次のとおりとする。

専門委員に欠員が生じた場合は、当該学級は又は学年で補充する事ができる。

(1) 学年委員 各学年 学級数×2名

(2) 広報委員 各学年2名

【会計監事の選出】

第17条 会計監事の選出は、総会において会長が指名し、承認を得る。

【経費】

第18条 1.この会の活動に要する経費は、会費及び資源回収収入をもって、これに当てる。

2.この会の経理は、総会において認められた予算に基づいて執行され、決算は会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。

3.会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【会費】

第19条 会費は、一世帯当たり、年額1,800円とする。

【会則の改廃】

第20条 本会則は、必要に応じて会員の総意により改廃できる。

【細則】

第21条 本会の運営にあたって必要な細則は、運営委員会で定めることができる。

二中PTA経理細則

【収入】

第1条 この会の収入は、次のとおりとし、寄付、その他不明瞭な金銭は受け付けない。

- (1) 当年度保護者会員家庭数の会費
- (2) 当年度教職員会員数の会費
- (3) 前年度資源回収補助金の決算額

【予算】

第2条 この会の予算項目は、次のとおりとする。

- (1) 運営費(会議費、事務費等)
- (2) 活動費(専門委員活動費、渉外費等)
- (3) 諸経費(各種分担金、慶弔費、保険料費等)
- (4) 積立金(設備費・修繕費積立金、防犯・防災・周年事業積立金)

【積立金の使用】

第3条 1.設備費・修繕費積立金は、必要に応じ運営委員会の決議によって使用できることとする。

なお、使用した内容を総会へ報告する。

2.防犯・防災・周年事業積立金は、事業計画を立案し、総会へ承認を得る事又は運営委員会の決議により使用できる。

【渉外費】

第4条 役員及び運営委員が、この会の活動により稲城市又は稲城市PTA連合会の事業へ参加する会費は、3,000円を上限として支払うこととする。なお、上限を超える金額については自己負担とする。

二中PTA慶弔細則

【弔慰金】

第1条 この会の弔慰金については、次のとおりとする。なお、事後運営委員会へ報告する。

- (1) 会員の死亡は、弔慰金として5,000円をおくる。
- (2) 本校生徒の死亡は、弔慰金として5,000円をおくる。
- (3) 本校の教職にある会員の一親等の血族又は配偶者が死亡した場合、弔慰金として5,000円をおくる。
- (4) 二中PTAの活動に対し貢献した実績のある人の死亡は、会長の承認により弔慰金又は弔慰を表すものをおくることができる。

【見舞金】

第2条 この会の見舞金については、次のとおりとする。なお、事後運営委員会へ報告する。

- (1) 本校教職にある会員が継続して1ヶ月以上病欠した場合は、見舞金として5,000円をおくる。
- (2) その他運営委員会が必要と認めた場合は、見舞金をおくることができる。

【祝い金】

第3条 この会の祝い金については、次のとおりとし、運営委員会で承認を得る。

- (1) 本校の教職にある会員が結婚した場合は、祝い金として5,000円をおくる。
- (2) 本校の教職にある会員が第一子誕生の場合は、祝い金として5,000円をおくる。

【記念品】

第4条 この会の記念品については、次のとおりとし、運営委員会で記念品の内容について承認を得る。

なお、金品による返礼は一切認めない。

- (1) 本校の教職にある会員が退職又は転任する場合は、記念品を贈る。
(2) その他運営委員会で必要と認めた場合は、記念品を贈ることができる。

【会則】

昭和	47年	6月15日	制定	施行
昭和	51年	4月30日	改定	施行
昭和	53年	5月12日	改定	施行
昭和	57年	5月 6日	改定	施行
平成	4年	4月 1日	改定	施行
平成	11年	5月 1日	改定	施行
平成	14年	5月20日	改定	施行
平成	15年	5月12日	改定	施行
平成	24年	5月12日	改定	施行
平成	30年	5月11日	改定	施行
令和	元年	5月17日	改定	施行
令和	2年	5月15日	改定	施行
令和	4年	2月12日	改定	施行
令和	5年	5月12日	改定	施行

【経理細則】

平成	11年	5月 7日	制定
平成	24年	5月12日	改正
平成	31年	3月 8日	改正
令和	4年	7月 9日	改正

【慶弔細則】

昭和	48年	3月15日	制定
昭和	53年	5月12日	改正
昭和	60年	5月16日	改正
平成	4年	4月 1日	改正
平成	11年	5月 1日	改正
平成	31年	3月 8日	改正